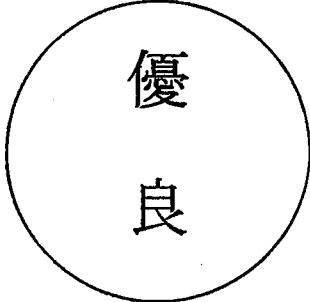


産業廃棄物収集運搬業許可証



公開用

住所 兵庫県明石市大久保町駅前一丁目1番地の6

氏名 株式会社窪田窪商店
代表取締役 窪田 信子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する

神戸市長 久元 喜 造



許可の年月日 令和 5 年 3 月 28 日
許可の有効年月日 令和 12 年 2 月 18 日

1 事業の範囲

(積替え・保管を含まない)

- ①燃え殻 (水銀含有ばいじん等を除く。)
- ②廃油
- ③廃酸 (水銀含有ばいじん等を除く。)
- ④廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を除く。)
- ⑤廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)
- ⑥木くず
- ⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)
- ⑧がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)
- ⑨ばいじん (水銀含有ばいじん等を除く。)

以上9種類、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(積替え・保管を含む)

- ①汚泥 (石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。)
- ②廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)
- ③金属くず
- ④ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上4種類、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え・保管場所：神戸市西区福吉台一丁目1619番2 他5筆 面積：11.52m² 保管上限：30.0m³

積替えを行う産業廃棄物の種類：上記事業範囲 (積替え・保管を含む) の①～④

以上4種類、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

3 許可の条件 特になし

4 許可の更新又は変更の状況

昭和49年10月25日	新規許可	平成25年12月1日	更新許可
平成15年12月1日	更新許可	平成26年3月14日	変更許可
平成18年10月10日	変更許可	平成26年9月9日	変更許可
平成19年6月22日	変更届 (石綿含有産業廃棄物の取扱い附記)	平成28年2月19日	更新許可・優良認定
平成20年12月1日	更新許可	平成30年5月31日	変更届 (積替え・保管施設の変更)
平成23年7月5日	変更許可	令和5年3月28日	更新許可・優良認定

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 (無)